特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０６０号
東京都港区愛宕２丁目５番１号
清算株式会社　株式会社Ａ－Ｄｉｇｉｔａｌ
1　決定年月日　令和７年10月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３０２５号
大阪市中央区北浜２丁目３番９号
清算株式会社　株式会社K
1　決定年月日　令和７年10月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

更生手続開始

令和７年（ミ）第３号
大阪市中央区博労町４丁目２番15号
更生会社　中川企画建設株式会社
代表者代表取締役　中川　廣次
1　決定年月日時　令和７年10月20日午後３時
2　主文　中川企画建設株式会社について更生手続を開始する。
3　管財人　髙木　大地
4　更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会社（従前の代表者）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出期間
令和７年11月20日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間
令和７年12月26日から令和８年１月19日まで
7　更生債権等である社債を有する社債権者は、当該社債について会社更生法43条１項５号に規定する社債管理者等がある場合には、次のいずれかに該当する場合に限り、当該社債について議決権の行使ができる。ただし、更生計画案の決議における議決権の行使についての社債権者集会の決議が成立した場合は、議決権を行使できない。
⑴　当該社債について更生債権又は更生担保権の届出をしたとき、又は届出名義の変更を受けたとき
⑵　社債管理者等により更生債権又は更生担保権の届出がされた場合には、更生計画案を決議に付する旨の決定がされるまでの間に議決権行使の申出をしたとき、又は申出名義の変更を受けたとき
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始